

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和8年5月27日（水）午前10時00分 ～ 午前11時45分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 特殊銃（ライフル銃）を使用した熊の駆除を実施するための体制の構築について 昨年、本県において熊の目撃件数が過去最多となり、人身被害は死亡事案を含め6件発生したほか、本年も市街地等での熊の出没事案が相次ぎ、県民の安全安心を脅かす深刻な事態となっている。昨年11月に関係法令が改正され、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除することができることとされた以降、各部関係課や機動隊と連携し、熊の駆除を安全かつ確実に行うための教養や訓練を進めてきたが、昨今の厳しい情勢を踏まえ、特殊銃を使用した熊の駆除を実施するための体制（「熊駆除対応P T（プロジェクトチーム）」）を設置することとした。警察においては、これまでも市町村や関係機関等と連携し、住民の避難誘導、警戒活動、市町村が実施する緊急銃猟への協力等を行ってきたところであるが、深刻な被害状況等を踏まえ、市町村が実施する緊急銃猟に加え、追加的・緊急的な対応として、警察官がライフル銃を使用して熊の駆除の任務に当たることとするものである。つまりは、熊の駆除は、まずは市町村において緊急銃猟等の方法による駆除の実施に向けた対応を行うことに変わりはなく、警察としては追加的・緊急的な対応として、ライフル銃による熊の駆除の任務に当たることとするものである。本体制は令和8年5月29日から運用を開始することとしており、P T長は生活安全企画課長、副P T長は、発生場所を管轄する警察署の署長、機動隊長のほか、本部関係課の課長として、地域課長、交通企画課長、交通規制課長、警備課長としている。現場対応ユニットについては、警察官4名で構成され、現場責任者は、発生場所を管轄する警察署の生活安全課長又はこれに準ずる職員となる。射撃班については、現場指揮官兼観測手として、機動隊の中隊長又は小隊長とし、射撃担当は機動隊員2名となる。その他、本部関係課においても、熊の駆除の任務に当たる警察署や現場対応ユニットと連携して対応に当たることとしている。P T出動の対象となる事案については、市街地等における熊による人身被害が生じ、又は生じるおそれのある事案となる。出動の判断については、原則として、市町村長による緊急銃猟等が行われるかどうか不明、猟友会員等の確保ができないなどの事情がある、その他、警察による対応が必要であると思料される場合に、本部長の指揮を受け、現場対応ユニットを出動させることとなる。現場における対応については、現場責任者である生活安全課長等が警察官による熊の駆除が必要であると認めた場合、機動隊の現場指揮官と協議を行い、ライフル銃による熊の駆除を行うこととする場合は、本部長からの任務遂行命令に基づき、熊の駆除を行うこととなる。なお、これまで県内の事例を見ても緊急銃猟の実施が不明であったり猟友会のハンターが確保できないといったケースは見られず、本P Tの運用はかなり限定的なケースに対処することになると思われるが、今後も関係機関と連携を図りながら迅速な広報、警戒活動、避難誘導を行い熊の被害防止に努めてまいりたい。 委 員：ライフル銃は従来警察官が所持する拳銃とは全く	生活安全部

	違うものと思われるが、訓練についてはどうか。 警備部長：機動隊の銃器対策部隊が対応するところ、これまでも定期的にライフル銃の操作訓練や射撃訓練を実施している。また、今後熊の特性等について猟友会の協力を得ながら熊の駆除に関する訓練も実施してまいりたい。 委 員：このPTはあくまで熊に限定したチームで、例えば今後猿が大発生した場合などには稼働しないという認識でよいのか。 生活安全部長：現在のところ熊の対応に絞っている。 委 員：猟友会でも日当が低いとか危険が間近に迫っているなどの意見がある中で、逆に猟友会からPTがあるならそちらで対応したらいいのではないかといいことになるおそれはないか。 生活安全部長：県警から猟友会に対して、従来通り熊の駆除は市町村が行うことに変わりはなく、不測の事態に応じた対応として体制を構築するという趣旨の説明を行っている。 委 員：猟銃とライフル銃の違いはあるのか。 警備部長：散弾銃、ライフル銃含めて狩猟に使用する銃が猟銃という表現となり、警察が所有している銃はライフル銃である。 本 部 長：狩猟は多くの場合が散弾銃だが、弾丸が飛び散るタイプでは熊の駆除に有効ではないため、スラッグ弾という弾丸を使用して駆除するケースが多いと聞いている。警察が所有するライフル銃もスラッグ弾を使用した猟銃も熊に対する致命傷という点では、ほぼ同等のものと理解している。 委 員：今回の対応は鳥獣保護管理法ではなく、警察官職務執行法に基づいて行うという理解でいいか。 生活安全部長：そのとおり。	
--	---	--

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の調査結果及び通知案について	総 務 課
	2 宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程の一部改正について	総 務 課
	3 風俗営業者に対する許可の取消し及び飲食店営業の営業停止命令に係る聴聞の実施について	生活安全企画課
	4 警察職員の援助要求について	捜 査 第 三 課
	5 執行停止決定に対する即時抗告事件の決定について	監 察 課
	6 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
【 報 告 事 項 】	1 交通規制の意思決定について（令和8年5月）	交 通 規 制 課